

## ～介護保険の理念について～

介護保険サービスは、要介護状態等の軽減または悪化の防止となるように、医療と連携しながら行わなければならないとされています。そして、このような保健医療サービスや福祉サービスは、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択によって、総合的かつ効率的に提供されるべきだとされています。介護保険は要介護状態になっても、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を住み慣れた地域において送ることが出来ることを目指しています。

**介護保険は、3年ごとに制度改正が行われます。**

令和6年度における主な改正点は次のとおりです。

令和6年度は、介護報酬改定があり、第9期介護保険事業計画の初年度です。

今年度より介護保険に関する業務は「介護保険課」と「いきいき長寿課」の二つの課で行います。

- 令和6～8年度の介護保険料が決まりました。 →P2
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスは6月から改定） →P14～
- 特定福祉用具販売でスロープ、歩行器、単点杖、多点杖の購入が可能です。（一部は利用方法を選択できます） →P21
- 施設入所者の食費・室料などの自己負担額が一部変わります。（令和6年8月より） →P24
- 令和5年度より、次の事業が福祉課に移行されました。 →成年後見制度利用支援事業、  
高齢者虐待防止事業、食の自立支援事業、緊急通報機器貸与事業、寝具類等洗濯乾燥消毒事業

**介護保険は、いつまでも安心して暮らせるように高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。**

**「高齢者の方やその御家族などが、住み慣れた地域で、安心して充実した生活」を送れるように、必要に応じた介護サービスを御利用ください。**

**みんなの健康寿命を延ばしていきましょう。**